

○国土交通省告示第千八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 郡司 彰

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（浜田・三隅道路）（島根県浜田市熱田町地内、同市内田町地内及び同市西村町地内から同市三隅町西河内地内まで）及びこれに伴う送電線付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 島根県浜田市熱田町、内田町、西村町、東平原町、折居町、三隅町折居及び三隅町西河内地内

2 使用の部分 島根県浜田市熱田町、内田町、西村町、東平原町、折居町、三隅町折居及び三隅町西河内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県浜田市原井町地内から同市三隅町三隅地内までの延長14.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（浜田・三隅道路）及びこれに伴う送電線付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道9号改築工事（浜田・三隅道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により支障となる送電線の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市、浜田市、山口市等を経て下関市に至る延長約746kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する島根県浜田市（以下「本件地域」という。）は、農水産業が盛んな地域であり、農産品としては西条柿の栽培、水産品としてはかれい等の漁獲が行われ、これらは陸上輸送により関西方面等へ出荷されている。

しかしながら、本件地域にはこれらの物流等を担う主要幹線道路は本路線しかないことから、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民の地域内交通とがふくそうし、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道における自動車交通量は、浜田市長浜町地内で22,027台／日、同市西村町地内で14,149台／日であり、混雑度はそれぞれ1.74、1.39となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである一般国道9号（浜田道路）と接続し高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成16年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウ等が確認されている。オオタカ及びクマタカについては、同様の生息環境は周辺に広くみられることなどから、ハヤブサについては、営巣地は計画路線から離れていることから、また、ヤイロチョウについては、同様の生息環境は周辺に広くみられることから、それぞれ影響は小さいとされているが、営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者は、モニタリング調査を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等が確認されているが、同様の生育環境は周辺に広くみられることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成16年3月30日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う送電線付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、益田市長を会長とする浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県浜田市役所